

#### 4. 労働相談の事業

労働相談の事業は、労働者からの賃金未払・不払、条件違反等の申し出に対し、労働者と事業所との間にたって、その円満な解決のために、仲介の労をとっているが、あくまでも労働者自らの自覚的な問題解決の姿勢をとらせている。

今年度の相談は15,486件あり、昨年度に比べ2,767件(21.8%)の増、賃金未払と条件違反に限れば2,090件(19.6%)の増となっている。この増加は主として、継続ケースによる労働者の再来所が昨年度に比べ2,309件も増加していることによるものである。それだけ、相談ケースの困難性が高まり解決に時間がかかっていることを示しているとともに、労働者の解決への積極的な、粘りづよい姿勢の反映と思える。

今年度の賃金未払相談3,593件(新規3,202件+継続391件)の内、解決したのが2,806件(78.1%)、中止したのが323件(9.0%)で、次年度へ継続となったのが464件(12.9%)となっている。これは昨年度に比べ、解決率で2.3%の減、中止率で0.3%の減であるが、逆に継続ケースは2.6%の増となっている。

解決した賃金総額は判明している分が、1,072件31,154,680円で、昨年度に比べ103件8,249,934円の増となっている。従って、解決した件数全体の賃金総額は推定8,000万円位になるものと思われる。

今年度労働相談において、問題のある事業所として「求人受理の一時停止」措置をとったのが4社(センター登録分のみ)あり、「就労をさけるよう」警告し、センター内外に掲示をしたのが5社ある。

表 1 取 扱 状 況

項目 年月	賃金未払		条件違反		小 計		そ の 他 の 相 談					合 計	
	新 規 再 来	新 規 再 来	新 規 再 来	新 規 再 来	生 活 相 談			家 庭 身 上 相 談	そ の 他	小 計			
					施 設	現 金	そ の 他						
5 4 4	254	535	13	29	267	564	2	13	3	1	104	123	954
5	305	589	13	28	318	617	4	12	2	8	114	140	1,075
6	333	727	17	56	350	783	5	21	13	11	135	185	1,318
7	279	574	19	73	298	647	1	13	9	18	248	289	1,234
8	241	645	10	51	251	696	2	16	1	19	233	271	1,218
9	206	532	7	44	213	576	6	16	1	15	187	225	1,014
1 0	260	761	15	79	275	840	5	14	2	14	217	252	1,367
1 1	307	884	13	85	320	969	4	21	2	17	210	254	1,543
1 2	286	1,022	23	69	309	1,331	2	10	6	14	181	213	1,613
1	211	665	12	75	223	740	2	8	4	7	242	263	1,226
2	270	864	16	73	286	937	7	5	3	9	243	267	1,490
3	250	879	6	45	256	924	1	10	3	11	229	254	1,434
5 4 年度 合 計	3,202	8,677	164	707	3,366	9,384	41	159	49	144	2,343	2,736	15,486
5 3 年度 合 計	3,414	6,731	171	344	3,585	7,075	33	166	74	80	1,706	2,059	12,719

表 2 月別未払賃金相談状況

 新規
  処理票
  継続

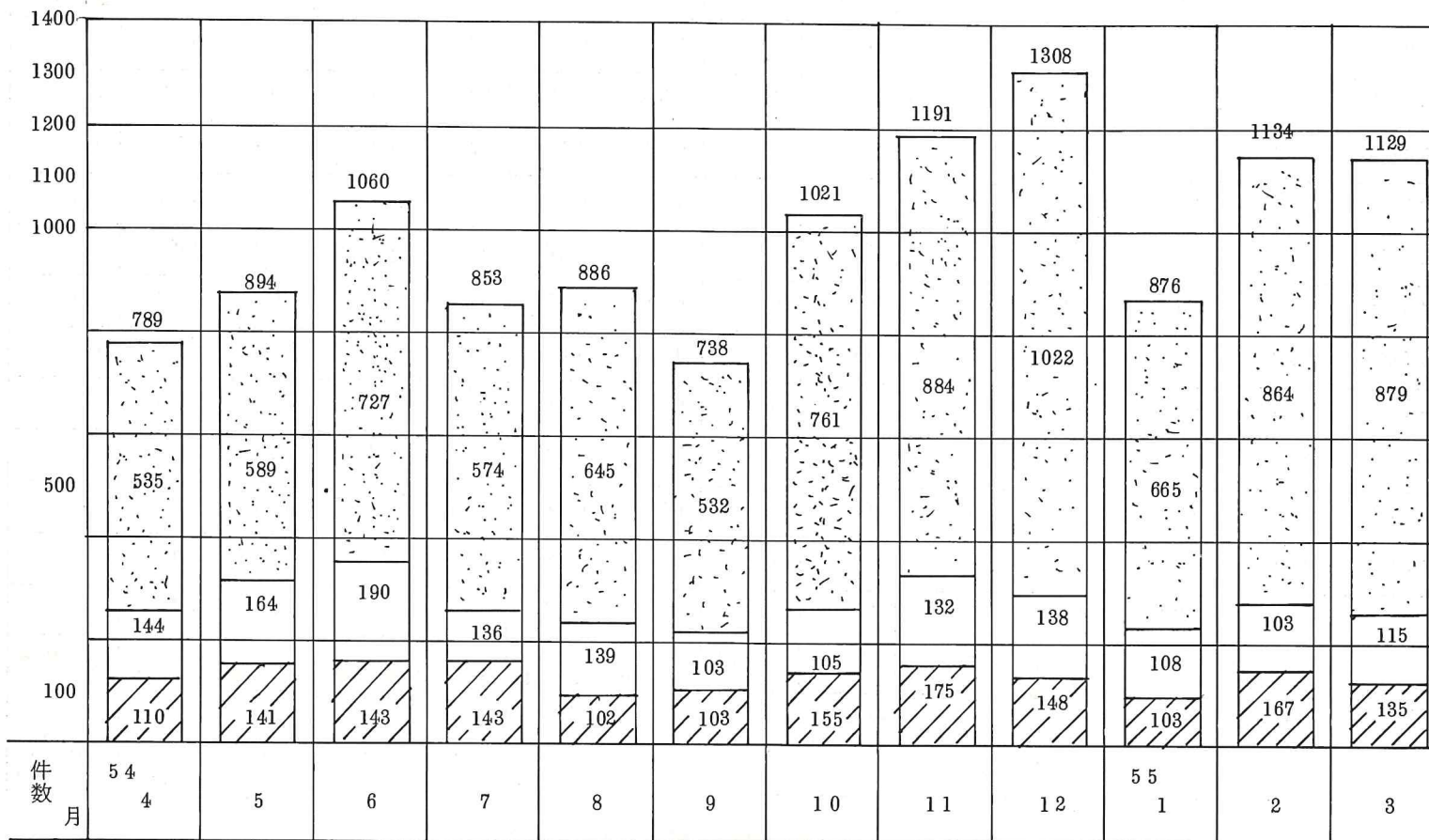


表3 処理状況

年月	項目	解決			中止件数	継続件数
		件数	支払金額判明分			
			件数	支払金総額		
54	4	221	74	1,705,956	4	420
	5	251	83	2,446,720	10	464
	6	310	104	3,161,761	44	443
	7	219	77	1,875,401	33	470
	8	222	65	1,479,591	36	453
	9	171	61	1,283,134	11	477
	10	203	70	2,259,907	40	494
	11	250	111	3,013,639	12	539
	12	259	107	3,815,750	28	538
55	1	209	83	2,419,347	22	518
	2	236	125	4,432,000	11	541
	3	255	112	3,261,474	72	464
54年度合計		2,806	1,072	31,154,680	323	
53年度合計		2,057	967	22,904,746	352	

※ 解決件数には労働相談処理記録の外処理票によるものを含む。

解決・中止の内訳

表4 労働相談「処理記録」内容別内訳

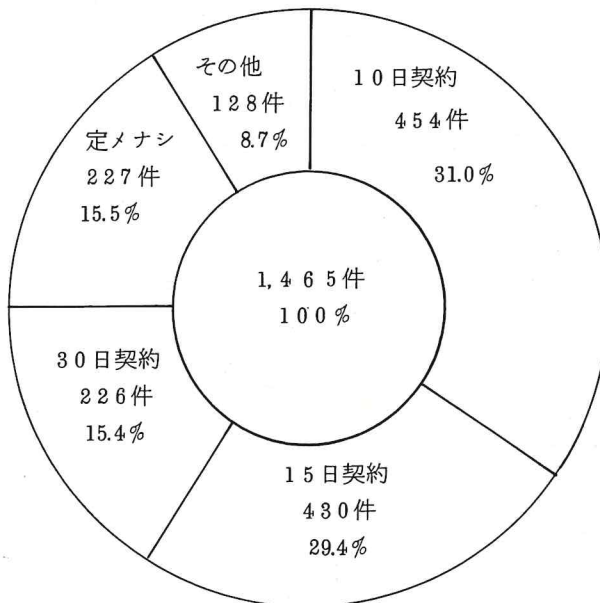
		件数	%
解決内容	1.持参・送金あり	924	59.5
	2.解決報告あり	145	9.3
	3.解決と推定されるもの	106	6.8
	4.その他	27	1.7
	5.労基申告による解決扱い	27	1.7
小計		1,229	(79.2%)
中止内容	1.連絡不能	11	0.7
	2.本人取りに行かず	26	1.7
	3.本人その後来所せず	186	12.0
	4.その他	100	6.6
小計		323	(20.8%)
合計		1,552	



表 5 未 払 労 働 日 数

項目		未払労働日数平均	項目		未払労働日数平均
年月			年月		
5 4	4	7.2	5 4	1 1	7.6
	5	7.8		1 2	9.4
	6	1 0.0	5 5	1	7.5
	7	8.3		2	8.7
	8	8.8		3	8.3
	9	8.2	合 計	5 4	8.4
	1 0	8.6		5 3	8.2

表 6 雇 用 期 間 別 ・ 就 労 内 訳



(1) 終結に至るまでの日数・相談回数

相談を受けてから終結（解決・中止）に至るまでの日数は、相談件数の30%強が10日以内、50%強が1カ月以内となっている。

それを解決ケースについてみると、15日以内で50%弱、3カ月では83.2%となっている。更に、センター登録事業所と未登録事業所では、前者の方が後者より多少早く解決していることが分る。（表7参照）

次に、相談回数をみると、3回～4回が最も多く30%近い。1回～7回のべでは全体の3分の2（64.6%）となっている。

それを解決ケースについてみると、解決件数の1～7回迄が65%、1～20回迄が90%となっている。ここにおいても、登録事業所の方が未登録事業所よりも多少回数は少なくすんでいる。

中止ケースについては、60%が4回程度、1～10回迄が90%となっている。（表8参照）

解決・中止の分れ目は、相談内容そのものにもよるが、当の労働者の粘りの差によるところも大きいと考えられる。

尚、相談回数とは、労働相談係が相談に着手した一切の処理回数を言う。

次に、長期を要したケースについてみると、日数で3カ月以上要したものが、232件、15.6%（内、解決140件、11.4%、中止※92件、35.8%）で、前年度（466件、30.9%）より件数・比率とも2分の1になっている。

これは、相談回数で20回以上要したものが138件、9.3%（内、解決130件、10.6%、中止※8件、3.1%）で、前年度（46件、3.0%）より大巾に増加していることの効果によるものであろう。

相談回数が増え、日数が短縮しているのは、相談業務として良い傾向であると言えよう。

※（注）中止ケースの多くは、当の労働者が、来所せず連絡が途断えたことによるものであり、それらについては、一定期間において中止処理とするため、その分日数が長くなっている。

表 7 受付日より終結に至るまでの日数

			受付日 ～2日	3日 ～5日	6日 ～10日	11日 ～15日	16日 ～30日	31日 ～60日	61日 ～90日	91日 ～120日	121日 ～150日
解決 ケース	登録事業所	件数	95	103	110	70	91	79	46	54	29
		割合	13.3%	14.4	15.4	9.8	12.7	11.1	6.4	7.6	4.1
		割合 受付日 の日の		27.7% ←	43.1 ←	52.9 ←	65.7 ←	76.8 ←	83.2 ←	90.8 ←	94.8 ←
	未登録事業所	件数	41	69	67	41	90	70	32	31	30
		割合	8.0%	13.4	13.0	8.0	17.5	13.6	6.2	6.0	5.8
		割合 受付日 の日の		21.4 ←	34.4 ←	42.3 ←	59.8 ←	73.4 ←	79.6 ←	85.6 ←	91.5 ←
	小計	件数	136	172	177	111	181	149	78	85	59
		割合	11.1%	14.0	14.4	9.0	14.7	12.1	6.3	6.9	4.8
		割合 受付日 の日の		25.1 ←	39.5 ←	48.5 ←	63.2 ←	75.3 ←	81.7 ←	88.6 ←	93.4 ←
中止 ケース	登録事業所	件数	1	2	1	1	2	3	41	45	23
		割合	0.7%	1.5	0.7	0.7	1.5	2.2	30.6	33.6	17.2
	未登録事業所	件数	2	1	0	0	2	4	22	38	21
		割合	1.6%	0.8	0.0	0.0	1.6	3.3	17.9	30.9	17.1
	小計	件数	3	3	1	1	4	7	63	83	44
		割合	1.2%	1.2	0.4	0.4	1.6	2.7	24.5	32.3	17.1
総計	登録事業所	件数	96	105	111	71	93	82	87	99	52
		割合	11.3%	12.4	13.1	8.4	11.0	9.7	10.3	11.7	6.1
	未登録事業所	件数	43	70	67	41	92	74	54	69	51
		割合	6.7%	11.0	10.5	6.4	14.4	11.6	8.5	10.8	8.0
	小計	件数	139	175	178	112	185	156	141	168	103
		割合	9.4	11.8	12.0	7.5	12.4	10.5	9.5	11.3	6.9
		割合 受付日 の日の		21.1 ←	33.1 ←	40.6 ←	53.1 ←	63.6 ←			

(注) ① 「解決」には解決推定を含む。

151日 ～180日	181日 ～210日	211日 ～240日	241日 ～270日	271日 ～300日	301日 ～330日	331日 ～1年	1年 ～2年	2年 以上	(計)
8	2	7	6	3	1	6	4	0	714
1.1	0.3	1.0	0.8	0.4	0.1	0.8	0.6	0.0	100.0%
14	9	3	3	3	1	1	10	0	515
2.7	1.7	0.6	0.6	0.6	0.2	0.2	1.9	0.0	100.0%
22	11	10	9	6	2	7	14	0	1,229
1.8	0.9	0.8	0.7	0.5	0.2	0.6	1.1	0.0	100.0%
8	6	0	0	1	0	0	0	0	134
6.0	4.5	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0%
11	6	2	2	1	0	3	8	0	123
8.9	4.9	1.6	1.6	0.8	0.0	2.4	6.5	0.0	100.0%
19	12	2	2	2	0	3	8	0	257
7.4	4.7	0.8	0.8	0.8	0.0	1.2	3.1	0.0	100.0%
16	8	7	6	4	1	6	4	0	848
1.9	0.9	0.8	0.7	0.5	0.1	0.7	0.5	0.0	100.0%
25	15	5	5	4	1	4	18	0	638
3.9	2.4	0.8	0.8	0.6	0.2	0.6	2.8	0.0	100.0%
41	23	12	11	8	2	10	22	0	1,486
2.8	1.5	0.8	0.7	0.5	0.1	0.7	1.5	0.0	100.0%
( 1 5 5 2 ケース中 1, 4 8 6 ケース )									

② 事業所「登録」の有無は、相談受付時点におけるもの

表 8 相 談 回 数

事業所		相談回数	1回~2回	3回~4回	5回~7回	8回~10回	11回~15回	16回~20回
解決ケース	登録事業所	件数	103	219	160	89	55	33
		割合	14.4%	30.7	22.4	12.5	7.7	4.6
				45.1 ←	67.5 ←	80.0 ←	87.7 ←	92.3 ←
	未登録事業所	件数	45	125	142	52	44	32
		割合	8.7%	24.3	27.6	10.1	8.5	6.2
				33.0 ←	60.6 ←	70.7 ←	79.2 ←	85.4 ←
小計	件数	148	344	302	141	99	65	
	割合	12.0%	28.0	24.6	11.5	8.1	5.3	
			40.0% ←	64.6 ←	76.1 ←	84.1 ←	89.4 ←	
中止ケース	登録事業所	件数	32	54	28	10	6	0
		割合	23.9%	40.3	20.9	7.5	4.5	0.0
				64.2 ←	85.1 ←	92.5 ←	97.0 ←	97.0 ←
	未登録事業所	件数	33	36	28	13	5	4
		割合	26.8%	29.3	22.8	10.6	4.1	3.3
				56.1% ←	78.9 ←	89.4 ←	93.5 ←	96.7 ←
小計	件数	65	90	56	23	11	4	
	割合	25.3%	35.0	21.8	8.9	4.3	1.6	
			60.3% ←	82.1 ←	91.1 ←	95.3 ←	96.9 ←	
総計	登録事業所	件数	135	273	188	99	61	33
		割合	15.9%	32.2	22.9	11.7	7.2	3.9
				48.1% ←	70.3 ←	82.0 ←	89.2 ←	93.0 ←
	未登録事業所	件数	78	161	170	65	49	36
		割合	12.2%	25.2	26.6	10.2	7.7	5.6
				37.5% ←	64.1 ←	74.3 ←	82.0 ←	87.6 ←
計	計	件数	213	434	358	164	110	69
		割合	14.3%	29.2	24.1	11.0	7.4	4.6
				43.5% ←	67.6 ←	78.7 ←	86.1 ←	90.7 ←



21回~25回	26回~30回	31回~40回	41回~50回	51回~100回	101回以上	(計)
14	9	7	1	18	6	714
2.0	1.3	1.0	0.1	2.5	0.8	100.0%
94.3 ←	95.5 ←					
15	11	14	15	20	0	515
2.9	2.1	2.7	2.9	3.9	0.0	100.0%
88.3 ←	90.5 ←					
29	20	21	16	38	6	1,229
2.4	1.6	1.7	1.3	3.1	0.5	100.0%
91.8 ←	93.4 ←					
3	0	0	1	0	0	134
2.2	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	100.0%
99.3 ←						
0	1	2	1	0	0	123
0.0	0.8	1.6	0.8	0.0	0.0	100.0%
	97.6 ←					
3	1	2	2	0	0	257
1.2	0.4	0.8	0.8	0.0	0.0	100.0%
98.1 ←	98.4 ←					
17	9	7	2	18	6	848
2.0	1.1	0.8	0.2	2.1	0.7	100.0%
95.0 ←	96.1 ←					
15	12	16	16	20	0	638
2.4	1.9	2.5	2.5	3.1	0.0	100.0%
90.0 ←	91.8 ←					
32	21	23	18	38	6	1,486
2.2	1.4	1.5	1.2	2.6	0.4	100.0%
92.9 ←	94.3 ←					

( 1,552ケース中1,486ケース )

(2) 労働基準監督署への申告

解決困難のため労働基準監督署へ申告したケースは表9のとおりである。

今年度申告ケース84件118名中、解決（解決金の未受領も含む）は56.8%、中止は8.5%、継続は34.7%である。

これは昨年度に比べると、申告が15件37名の増（45.7%増）、解決が4.9%の増、中止が7.5%の減、継続は2.6%の増となっている。

表9 労働基準監督署申告ケース取扱状況

労働相談係

	前年度より継続分	今年度	計
	件数：人員	件数：人員	件数：人員
申告	28：31	84：118	112：149
解決	16：18	47：56	63：74
中止	6：6	8：10	14：16
次年度継続	7：7	32：52	39：59
次年度継続分中送金（持参）あり、本人未受領	7：7	8：11	15：18

表10 労働基準監督署別申告状況

	S 53年度		S 54年度	
	件数～人数		件数～人数	
大 阪	阿 倍 野	1 ～ 1	2 ～ 2	
	大 阪 西	1 ～ 1	1 ～ 1	
	淀 東 大	1 ～ 1	2 ～ 2	
	岸 和 田	2 ～ 2		
	堺 羽 野	8 ～ 8	3 ～ 3	
	守 口	1 ～ 1	1 ～ 1	
	茨 木	2 ～ 3	1 ～ 1	
	小 計	1 7 ～ 1 8	1 1 ～ 1 2	
京 都	京 都 上	1 ～ 1		
	〃 南	5 ～ 6	1 ～ 4	
	小 計	6 ～ 7	1 ～ 4	
滋 賀	大 津	5 ～ 7	9 ～ 9	
	彦 根	1 ～ 1		
	八 日 市		1 ～ 1	
小 計	6 ～ 8	1 0 ～ 1 0		
兵 庫	神 戸 西	1 ～ 1		
	尼 崎	4 ～ 4	4 ～ 4	
	姫 路	3 ～ 3		
	伊 丹	1 ～ 1	2 ～ 2	
	西 宮	1 ～ 1	2 ～ 2	
	高 砂	4 ～ 4	3 ～ 5	
	西 脇	1 ～ 2		
	相 生	1 ～ 1	1 ～ 1	
	淡 路	2 ～ 2		
小 計	1 8 ～ 1 9	1 2 ～ 1 4		
奈 良 和 歌 山 三 重	葛 城	3 ～ 5	1 ～ 1	
	和 歌 山		7 ～ 7	
	四 日 市	2 ～ 2	3 ～ 4	
	津 野	1 ～ 1	7 ～ 1 8	
	上 野	1 ～ 1	1 ～ 1	
小 計	4 ～ 4	1 1 ～ 2 3		
そ の 他	1 5 ～ 2 0	3 1 ～ 4 7		
合 計	6 9 ～ 8 1	8 4 ～ 1 1 8		

終 結 状 況

解 決	3 0 ～ 3 7	4 7 ～ 5 6
中 止	1 1 ～ 1 3	8 ～ 1 0
計	4 1 ～ 5 0	5 5 ～ 6 6

### (3) 退職理由等

労働者の退職に至った理由（表-11）は労働相談処理記録を分析すれば全体の5人に1人が健康上の理由（持病の悪化、風邪……etc）で退職に至っており、これは自己都合によるものの60.4%をしめている。

自己都合、仕事上の不満からくる退職は、44.4%をしめているが、健康上の理由を除いた残り25.4%については、使用者と労働者あるいは労働者同士の間関係によるところが多い。いいかえれば、労働者側使用者側の一寸した心づかいでふせげる場合も少なくはないように思われる。

しかし、昨年度（28.9%）より少なくなったとはいえ、いまだに14.5%もの労働条件違反、更に33件（2.2%）もの暴力事件などがあり、その責は使用者側に強くもとめられるものである。表12のとおりでだまって帰って（トンコして）そのまま退職というケースが427件（29.9%）もあるように、退職の申出が出来ない労働者自体問題がないではないが、その申出をしにくい環境にある事業所側にも問題があるように思われる。

表11 退職理由（1,507件）

自己の都合によるもの	475	31.5	健康上の理由（身体の具合が悪く）	287	19.0%
			遊びに出てそのまま帰らず	33	2.2
			酒の飲みすぎ、ケンカで居づらくなる	67	4.4
			帰省など他用ができたため	25	1.7
			その他（ただ何となく。友人がやめたので）	63	4.2
仕事上の不満によるもの	195	12.9	仕事がつい	50	3.3
			使い方が悪い（休憩がないなど）	38	2.5
			休みが多い（雨や仕事がヒマで）	19	1.3
			仕事がおもしろくない。嫌になった	27	1.8
			その他（仕事先のトラブルなど）	61	4.0
契約時の労働条件が事実と相違したため	218	14.5	契約日数の違い（支払日の遅れも含む）	63	4.2
			賃金額の違い	27	1.8
			仕事内容の違い	74	4.9
			飯代、残業手当、手配料等の問題	21	1.4
			その他（預けなど）	33	2.2
飯場の待偶・居住性が悪いため	156	10.4	雰囲気が悪い（酒ぐせの悪いのが多いなど）	39	2.6
			暴力をふるわれた（オヤジ・ボーシ・若い衆）	33	2.2
			金を貸してくれない	26	1.7
			諸式・施設が悪い（ふとん・風呂・食事など）	27	1.8
			オヤジがガミガミとうるさい	21	1.4
			その他（いやがらせなど）	10	0.7
解雇されたため	45	3.0	出てゆけ（酒ぐせが悪い、ケンカなどで）	14	0.9
			やめて帰れ（仕事ぶりが悪い、休みがちなどで）	16	1.1
			仕事がないため	15	1.0
契約満了によるもの	15	1.0		15	1.0
労災事故のため	26	1.7		27	1.7
倒産のため	8	0.5		8	0.5
その他	117	7.8		117	7.8
不明	252	16.7		252	16.7



表12 退職申出の有無

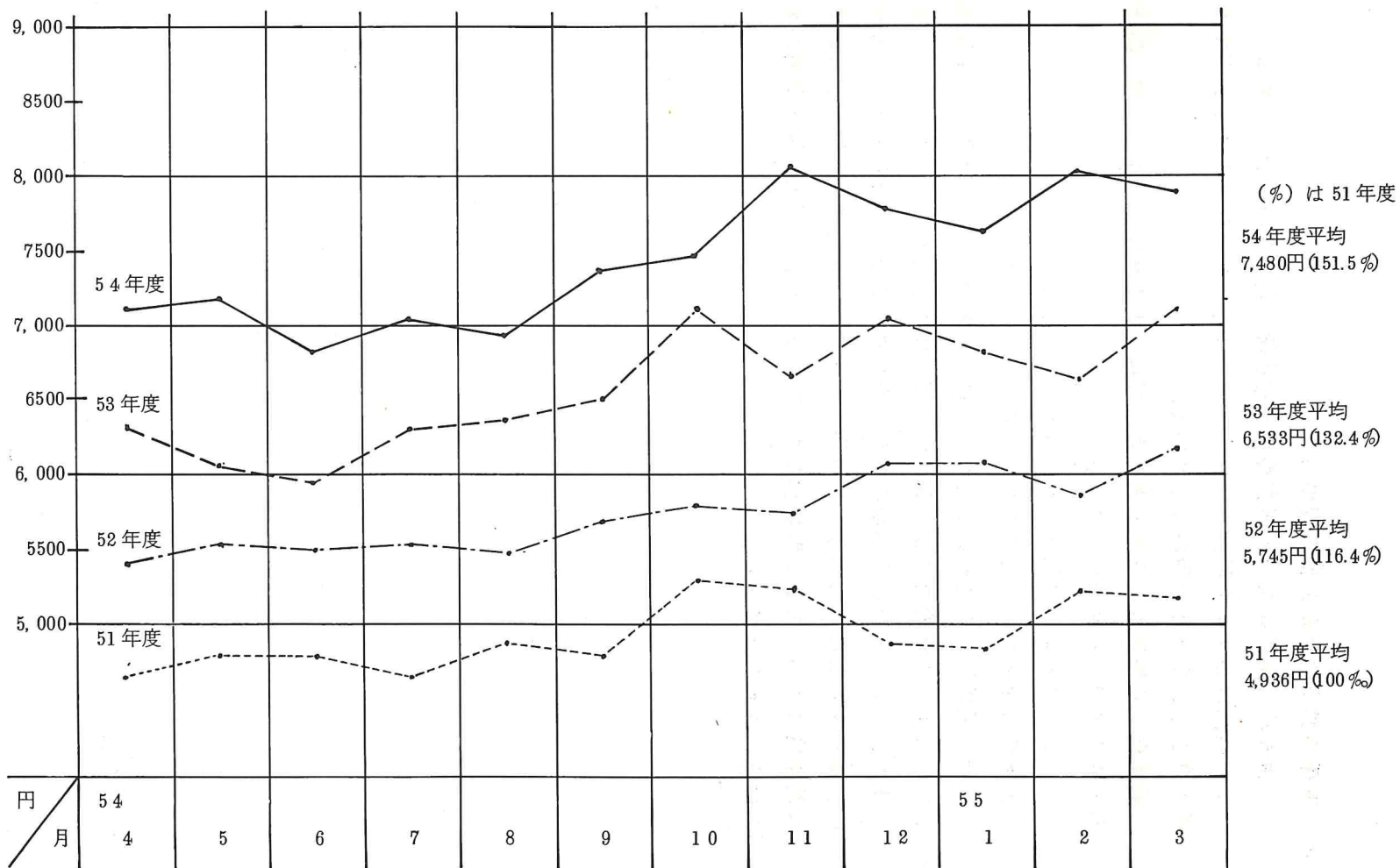
年度	項目	退職申出		年度	項目	退職申出	
		有	無			有	無
54	4	65	30	12		98	35
	5	81	36	55	1	61	29
	6	74	37		2	112	41
	7	86	44		3	95	32
	8	64	26	54年度計		70.1%	29.9%
	9	63	26			1001件	427件
	10	94	46	53年度		69.0%	31%
	11	108	45			843件	380件

(4) 相談労働者の労働条件

表13 労働賃金

年月	項目	労働賃金(日額)			飯代			
		最高	最低	平均	喰抜(件)	最高高	最低	平均
54	4	18,000	3,500	7,036	51	1,000	800	978
	5	12,980	4,000	7,169	67	1,200	700	982
	6	12,990	5,000	6,855	44	1,200	700	987
	7	18,000	4,200	7,018	59	1,500	500	994
	8	13,000	5,000	6,955	38	1,200	500	984
	9	13,990	4,500	7,400	54	1,300	800	988
	10	15,000	3,500	7,482	82	1,350	800	1,033
	11	15,990	5,790	8,075	101	1,000	900	992
	12	15,000	5,500	7,780	87	1,200	500	992
55	1	15,990	3,790	7,658	51	1,500	500	992
	2	16,020	4,020	9,027	88	1,300	1,000	1,020
	3	17,000	5,010	7,838	74	1,300	800	1,012
54年度合計		18,000	3,500	7,480	796	1,500	500	994
53年度合計		14,850	2,800	6,533	642	1,500	300	903

表 14 労働相談関係、賃金月別推移状況



(5) 関係事業所の分布と就労現場分布

労働相談の関係事業所の所在地別分布状況は表15のとおりである。

その範囲は27都道府県に及んでおり、事業所の総数は1,072事業所で前年度より、23事業所減少している。

前年度より地域別にみると大阪市内では、14.9%で2.4%増加、府下でも19.2%で0.6%増加している。

しかし、兵庫県では19.6%で0.6%減少している。

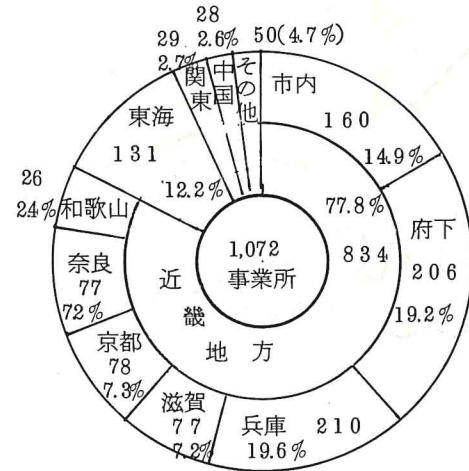
近畿地方全体でみると77.8%で0.9%増加している。

また、近畿以遠の他府県は愛知県では8.8%であり、前年度より1%減少しているが、遠隔地での就労問題が相変わらず大きなウエートを占めている。

また、センター登録事業所の割合が全相談事業所中、今年度は476事業所、44.4%となっており、未登録事業所は55.6%で、登録事業所の割合は前年度にくらべて6.7%増加している。あいかわらず未登録事業所が多いのは注目される点である。

表15 54年度労働相談関係事業所

所在地分布状況(1) (S54.4~55.3) 1,072事業所



近 畿 地 方 834(77.8%)						
大阪市内	大阪府下	兵 庫	京 都	滋 賀	奈 良	和歌山
160	206	210	78	78	77	26

西淀川	大 正	港	住ノ江	東淀川	此 花	西 成	生 野	淀 川	平 野	鶴 見	城 東	都 島	阿倍野	住 吉	東住吉	天王寺	東 成	浪 速
35	23	19	13	11	10	10	7	6	6	4	3	3	3	3	1	1	1	1

堺	豊中	茨木	高槻	河内	長野	枚方	池田	寝屋川	摂津	東大阪	吹田	大東	泉南郡	守口	松原	八尾	箕面	柏原	富田林
40	14	14	14	11	11	10	10	9	8	7	7	4	4	4	4	4	3	3	3
																	交野	門真	その他
																	3	3	20

尼崎	姫路	神戸	伊丹	宝塚	西宮	川西	高砂	明石	三木	加古川	相生	その他
52	31	27	22	19	9	8	5	4	4	3	3	23

中国地方 28(2.6%)					東海地方 131(12.2%)					北陸地方 36(3.4%)		
岡 山	広 島	鳥 取	島 根	山 口	愛 知	三 重	静 岡	岐 阜	富 山	福 井	石 川	
13	7	4	2	2	89	18	14	10	19	10	7	

関 東 地 方 29(2.7%)					四国地方(0.37%)		九州地方1(0.1%)	甲信越地方9(0.83%)
東 京	千 葉	神奈川	埼 玉	茨 木	香 川	愛 媛	鹿 児 島	長 野
13	7	5	3	1	2	2	1	9

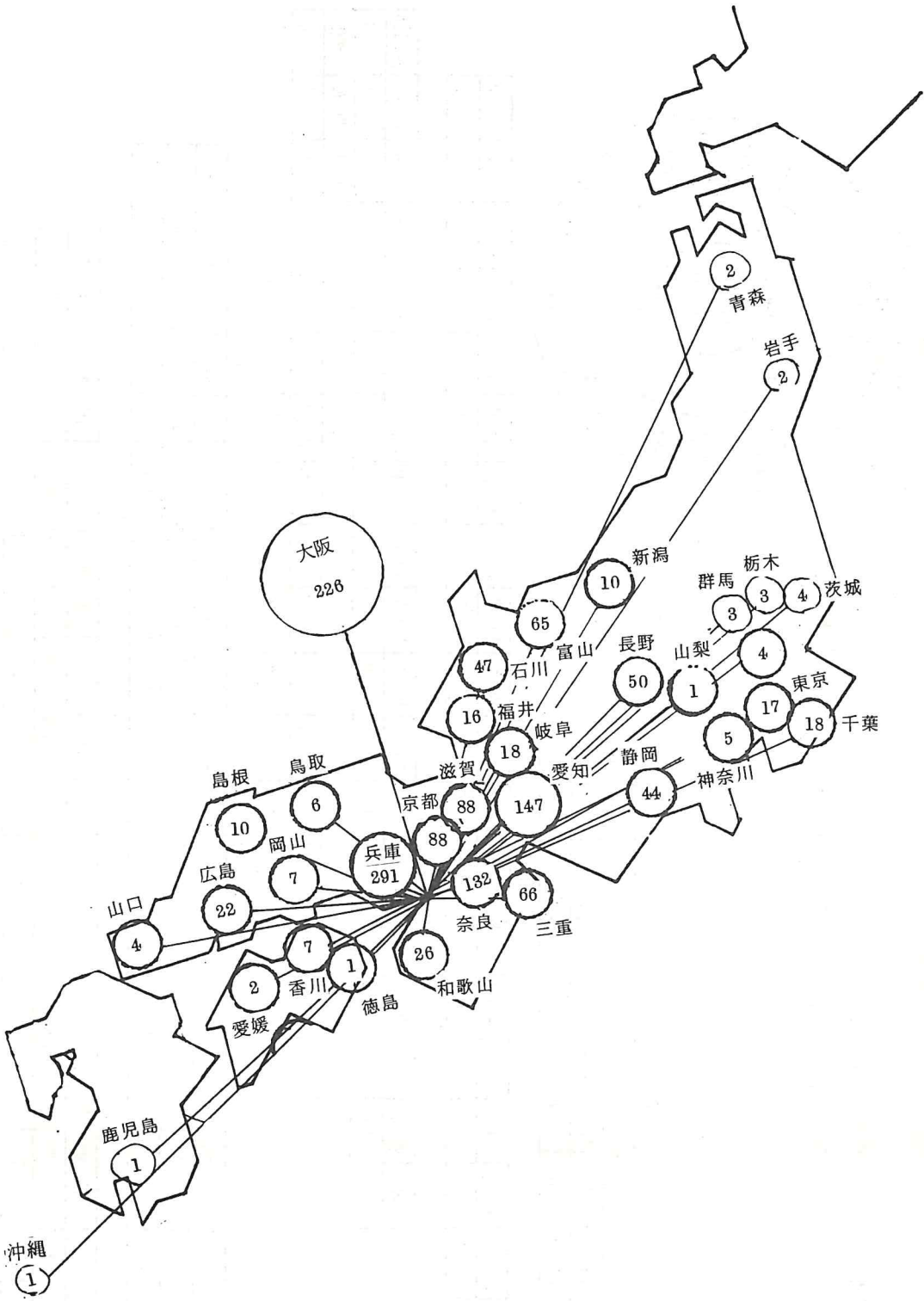
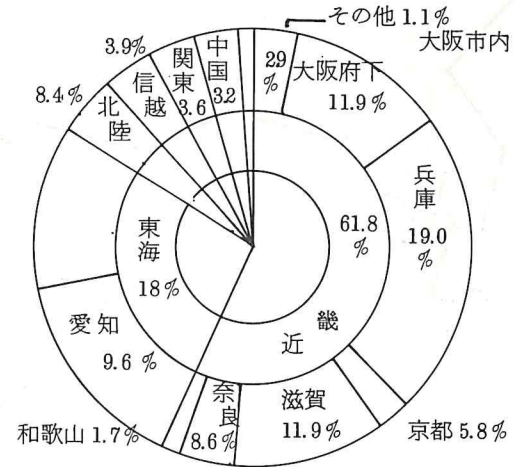




表 15 労働相談関係就労現場 分布状況  
(1,528ヶ所判明分のみ)

( )内%

近畿 945(61.8%)						
大阪市内	大阪府下	兵庫	京都	滋賀	奈良	和歌山
44 (2.9)	182 (11.9)	291 (19.0)	88 (5.8)	182 (11.9)	132 (8.6)	26 (1.7)



アベノ	西成	平野	港	西淀川	福島	住の江	浪速	都島	北	生野	東滝川	大正	不明その他
8	5	3	3	2	2	2	1	1	1	1	1	1	13

堺	枚方	河内	長野	豊中	八尾	茨木	池田	東大阪	箕面	富田	林守	吹田	豊能	寝屋川	大東	不明その他
23	13	12	10	9	8	8	7	6	6	5	3	3	3	3	63	

神戸	姫路	宝塚	尼崎	西宮	明石	加古川	三田	三木	高砂	伊丹	赤穂	不明その他
67	34	16	13	12	9	9	8	6	5	4	4	104

関東 55 (3.6)								東海 275 (18)				中国 49 (3.2)					
千葉	東京	神奈川	茨城	埼玉	群馬	栃木	山梨	愛知	三重	静岡	岐阜	岐阜	広島	島根	岡山	鳥取	山口
18	17	5	4	4	3	3	1	147	66	44	18	22	10	7	6	4	

四国 10 (0.7)	九州 2 (0.1)	北陸 128 (8.4)	信越 60 (3.9)	東北 4 (0.3)							
香川	愛媛	徳島	沖縄	鹿児島	富山	石川	福井	長野	新潟	岩手	青森
7	2	1	1	1	65	47	16	50	10	2	2



## 5. 労働災害に伴う相談と休業補償給付立替貸付の事業

あいりん地区を生活の基盤としている日雇労働者の労働災害に関する相談、主に休業期間中の生活維持についての相談を受け付けている。

日雇労働者が作業中に不慮の事故にあい、療養のため休業を要する場合には、その日から賃金収入が途絶え、日頃の貯えがない限り、たちまち生活に困るのが現状である。

所定の手続きや経過を経たのち、現実困っている労働者に対して休業補償給付の範囲内で、日々3,000円の立替貸付事業を行っている。これは従来の2,000円を昭和54年5月1日より3,000円に引き上げたものである。この事業は大阪府の援助と大阪労働基準局、労働基準監督署の助力によるところが大きい。

昭和54年度末迄に7,053人の労働者に対して休業補償給付の立替貸付を行い、日雇労働者の福祉に一定の役割を果たしている。

### (1.) 労働災害に関する相談

労働災害に関する相談は表-1のとおり19,975件であり、これらの相談は、

◎労災保険法などに関する手続き、処理上の相談。

◎休業補償給付の立替に関する相談である。

手続き上の相談は、一般に労働保険法があまり知られていないことから生じる問題で、例えば、災害を受けた時にどのような手続きをとれば病院にかかれるのか、あるいは休業補償が受けられるのか等である。

これらについては、労働保険法に基づく関係様式を渡し手続きについて説明をして、必要に応じて事業所に連絡、又は依頼し処理をしている。

相談を受けて処理上、困難な例として、

◎初めての就労現場で負傷して、事業所名や現場への道順がわからない。

◎負傷時はたいしたことが無いと思って負傷の事実を報告せず退職し、その後悪化し困っている。

◎現認者がいないということで労災手続きをとってくれない。

◎事業所から示談にしてくれるよう言われているが正規の手続きをとって欲しい。

◎労災手続きをとらず飯場で療養していたがその後正規の労災手続きをとるよう申し立てているがやってくれない。

◎一度示談にしたが、休業が長びき生活に困っている。

◎労働者と使用者の労災にかかわる処理や考え方などでくいちがいが生じ問題をこじらせたケース。

等々である。

一方事業所からも労災手続きに関して諸々の問い合わせや相談も多い。

これらは全て、労働基準法や労災保険法に基づいて事業所との話し合いで処理している。

## (2.) 休業補償給付の立替貸付

業務上負傷した労働者より休業期間中の生活について相談があれば、その都度事業所へ立替についての協力を依頼する。

趣旨を理解し立替をしてくれる事業所もあるが、立替をしてくれない事業所も多いのが現状である。

立替をしない主な理由としては、

◎一日だけしか雇っていないのに、立替まで面倒をみれないし義務もない。

◎下請にまかせてある。

◎資金的に余裕がない。

◎以前立替をしていたが、その回収方法がわからず面倒臭い。

等である。

このような実状から当センターでは、所定の手続きや経過を経たのち、現実

的に困っている労働者に対して、休業補償給付の範囲内で立替貸付を行っている。

昭和54年度の新規立替貸付人員は528名であり、前年度からの継続分を加えた立替実人員は774名である。(表-2)

その立替延日数は、65,609日で、総立替貸付額は3億7千2百万円である。

立替を行なっている774名の生活相談や労災に関する諸手続きや処理は、表-1、表-3に示すとおりである。

立替中の労働者より様々な相談が持ちこまれる。

例えば、部屋代、衣服代、私病の治療代、金を落とした、取られた、郷里に帰る金の工面、身内の不幸等々の理由での先貸し申し込みが代表的なものである。

休業補償給付の代理請求のその取扱状況は表-3のとおりである。代理請求をしてから約1ヶ月後に労働基準監督署から支払い振込みを受け個々の労働者について差額精算を行なうこととなるが、立替貸付金の回収を図る過程において、何らかの理由によって遅れる場合がある。その主な原因は、事業所での賃金台帳未作成、休業補償給付請求書の証明遅延や放置、紛失等が原因となっている。

### (3.) 債権管理

債券管理は貸付事業を円滑に行なっていくこと的前提であり、効率よい運用によって貸付事業の正常な運営がはかられる。

個人別および全体の債券の増減、回収状況等は、正常に運営するうえでの鍵となるため、月々その状況を明らかにしている。

54年度の貸付状況は表-4、5のとおりである。

### (4.) 立替貸付労働者の実態

新しく相談に来所した労働者から詳しく事情を聞き、立替貸付を認定するわ



けであるが、これらの相談記録から528人の労災を適用されている労働者について見ると、年令層分布状況、部屋代分布状況は図-1、2のとおりである。

災害を受けた労働者の就労先の分類（図-3）はここでも建設土木関係が、93.6%と大多数である。職種別では、土工雑役が358人で67.8%と大半を占め、以下鳶、解体工、大工、鉄筋工と続いている。

負傷現場の地域的分布は大阪市内25.6%、府下35.9%で大阪府が61.5%、近畿2府4県で90.3%を占め、その他かなり広範囲に及んでいる。（図-4）休業補償の支払を受けた労働基準監督署別分布は図-5のとおりであるが、大阪労働基準局管理内では65.2%、近畿で89.9%を占めている。

負傷時刻は図-6のとおりで、負傷部位については、手、足で70.3%で、次いで腰部、胸部、頭部の順である。（図-7）傷病名は手、足部等の骨折が45.8%で最も多く、次いで挫傷、打撲、捻挫、切創の順位である。（図-8）

賃金は最高日額が15,000円、最低は4,000円であり、平均7,655円（全職種を含む。）となっている。（表-6）職種別賃金（平均）は（表-7）のとおりである。休業補償給付日額では、最高11,446円、最低2,617円で平均4,843円である。月当りの平均支給額は14,529円である。労働災害にあった回数は平均1.38回となっている。

54年度中に治ゆ、病状固定、中止等で休業が終り、立替を打ち切った556人についてみると（表-8）、手足を負傷した労働者は全体の約66%を占め、1人当りの立替期間の平均は約3ヶ月である。

頭首部、腰部を負傷した労働者は全体の約19%であるが、立替期間の平均は約18ヶ月と長い。

表-1 昭和54年度 労災休業補償給付立替貸付関係相談

月	労災一般相談		立替貸付相談 差額生活相談	労基署 連絡 事業所	その他	計
	新規	再来				
4月	193	498	1,072	429	342	2,534
5月	178	407	541	411	206	1,743
6月	176	412	517	450	248	1,803
7月	185	377	578	448	262	1,850
8月	167	421	469	450	267	1,774
9月	150	209	473	392	228	1,452
10月	173	180	451	400	221	1,425
11月	138	212	382	394	233	1,359
12月	138	211	514	444	259	1,566
1月	103	155	362	362	234	1,216
2月	151	169	503	450	287	1,560
3月	179	213	546	485	270	1,693
計	1,931	3,464	6,408	5,115	3,057	19,975

表-2 労災休業補償給付立替貸付状況（人数）

月	新規貸付 人	貸付打切 人	貸付 実人員	貸付 延日数
繰越	246			
4月	27	76	273	5,627
5月	40	45	237	5,307
6月	51	37	243	5,414
7月	39	61	245	5,274
8月	39	42	223	5,264
9月	64	43	245	5,436
10月	43	59	245	5,456
11月	42	45	228	5,093
12月	42	19	225	5,511
1月	32	47	238	5,909
2月	45	43	236	5,310
3月	64	39	257	6,009
計	528	556		65,609

表-3 労災補償給付代理請求事務処理状況

月	項目	7号	8号	10号	計
4月		8	259	6	273
5月		9	248	4	261
6月		7	229	7	243
7月		12	286	7	305
8月		7	225	2	234
9月		6	217	5	228
10月		7	263	4	274
11月		6	228	4	238
12月		11	194	5	210
1月		9	245	9	263
2月		11	228	5	244
3月		9	226	2	237
計		102	2,848	60	3,010

7号-療養

8号-休業

10号-障害

表-4 昭和54年度 労災休業補償給付立替貸付状況

月	項目	立替貸付		差額支払	
		件数	金額(円)	件数	金額(円)
4月		3,134	21,684,740	169	11,627,215
5月		2,715	16,854,589	219	15,428,929
6月		3,153	17,011,000	185	12,978,498
7月		3,131	17,376,868	186	13,577,459
8月		3,067	16,928,920	177	11,102,973
9月		3,062	17,954,000	180	10,662,329
10月		3,300	17,827,869	201	12,807,448
11月		2,903	17,803,000	195	11,712,697
12月		2,609	20,906,500	248	17,603,240
1月		2,635	15,813,250	99	6,188,920
2月		2,875	17,124,800	208	14,674,424
3月		3,321	19,816,200	243	16,981,601
計		35,905	217,100,736	2,326	155,345,733

表一 5 年度別労災立替貸付状況

年度	件数	総立替貸付額 (差額支払額を含む)
昭和45年		5 1,0 4 7,2 9 3 (円)
46年		9 6,7 2 6,2 6 0
47年		1 2 6,0 9 4,0 7 2
48年		1 7 4,1 9 2,5 3 1
49年		2 1 2,7 4 6,8 5 6
50年	3 6,5 7 2	2 9 8,2 8 7,8 3 7
51年	3 8,2 6 0	2 9 8,0 7 8,0 5 4
52年	4 4,6 0 0	3 5 1,0 0 9,0 1 6
53年	4 4,2 2 5	3 7 0,9 5 8,8 2 4
54年	3 8,2 3 1	3 7 2,4 4 6,4 6 9

表一 8 昭和54年度 立替打切者状況(負傷部位・傷病名・立替延：平均日数)

負傷部位		傷病名	挫傷	切創	骨折	打撲	捻挫	その他	計	百分比
手部	人		42	6	83	8	6	5	150	27.0%
	立替延日数		2,159	663	8,647	1,186	724	141	13,520	17.7%
	立替平均日数		51	111	104	148	121	28	90	
足部	人		45	7	96	34	15	20	217	39.0%
	立替延日数		2,711	142	12,615	3,937	1,766	2,045	23,216	30.5%
	立替平均日数		60	20	131	116	118	102	107	
頭首部	人		12	3	3	13	12	3	46	8.8%
	立替延日数		3,769	74	1,048	7,268	2,998	1,518	16,675	21.9%
	立替平均日数		314		349	559	250	506	363	
腰部	人		5	0	8	14	34	4	65	11.7%
	立替延日数		935	0	1,986	3,003	5,549	1,842	13,315	17.5%
	立替平均日数		187		248	215	163	461	205	
胸部	人		1	0	32	9	1	1	44	7.9%
	立替延日数		43	0	2,272	243	63	17	2,638	3.5%
	立替平均日数		43		71	27	63	17	60	
その他	人		3	1	6	15	2	7	34	6.1%
	立替延日数		329	22	704	4,070	986	647	6,758	8.9%
	立替平均日数		110	22	117	271	493	92	199	
計	人		108	17	228	93	70	40	556	
	立替延日数		9,946	901	27,272	19,707	12,086	6,210	76,122	
	立替平均日数									
百分比	人		19.4%	3.1%	41.0%	16.7%	12.6%	7.2%		
	立替延日数		13.1%	1.2%	35.8%	25.9%	15.9%	8.1%		



昭和54年度 労災新規立替貸付者状況

表-6

新規立替件数	家族と同居している者	16 (3.0%)	賃金日額	最高	15,000円
	単身者	502 (95.1%)		最低	4,000円
528人	西成区に居住している者	502 (95.1%)		平均	7,655円
	その他	26 (4.9%)	休業補償日額	最高	11,446円
	労災回数(平均)	1.38回		最低	2,617円
				平均	4,843円

図-1

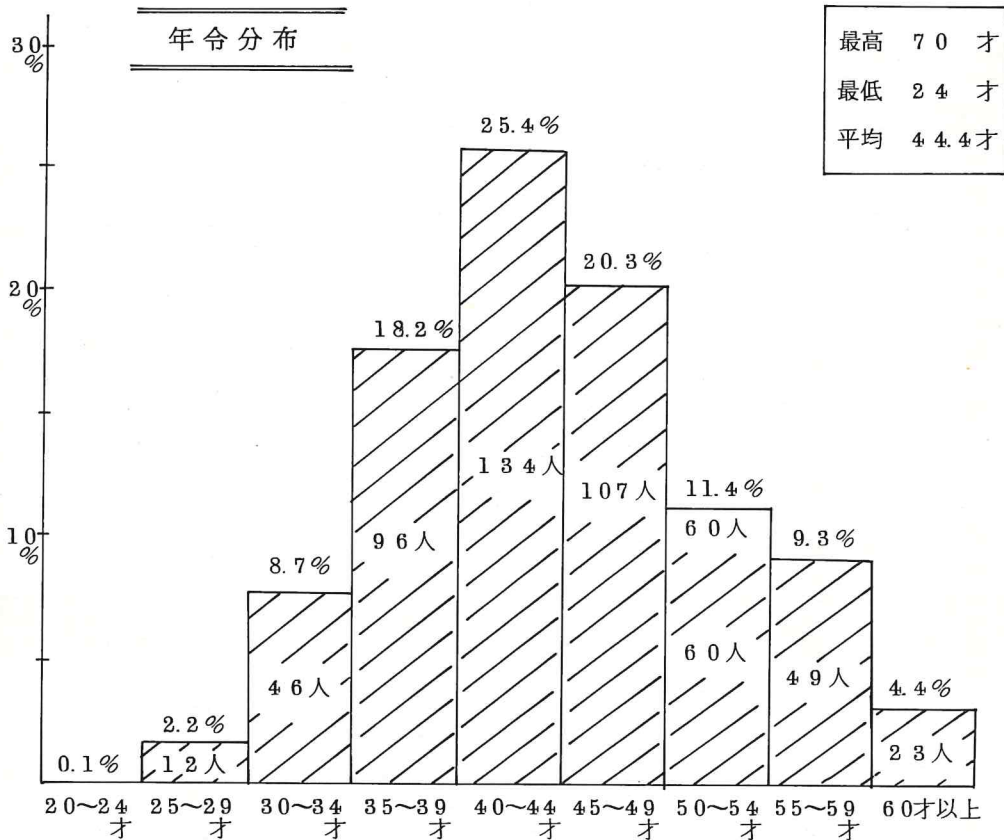
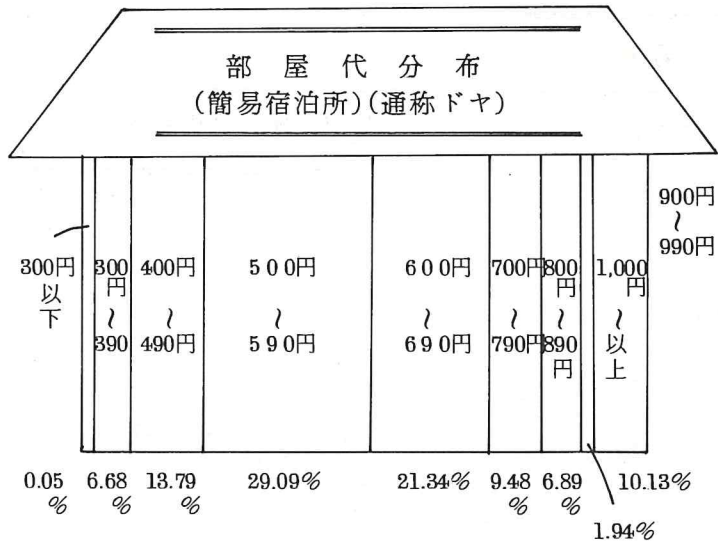


図-2



※ 528名の内宿泊している部屋代の判明した521名の内、日払いの簡易宿泊所に居住する者464名の部屋代分布である。残り57名は、アパートに居住し、最低5,000円から最高50,000円の部屋代を支払っている。

図-3

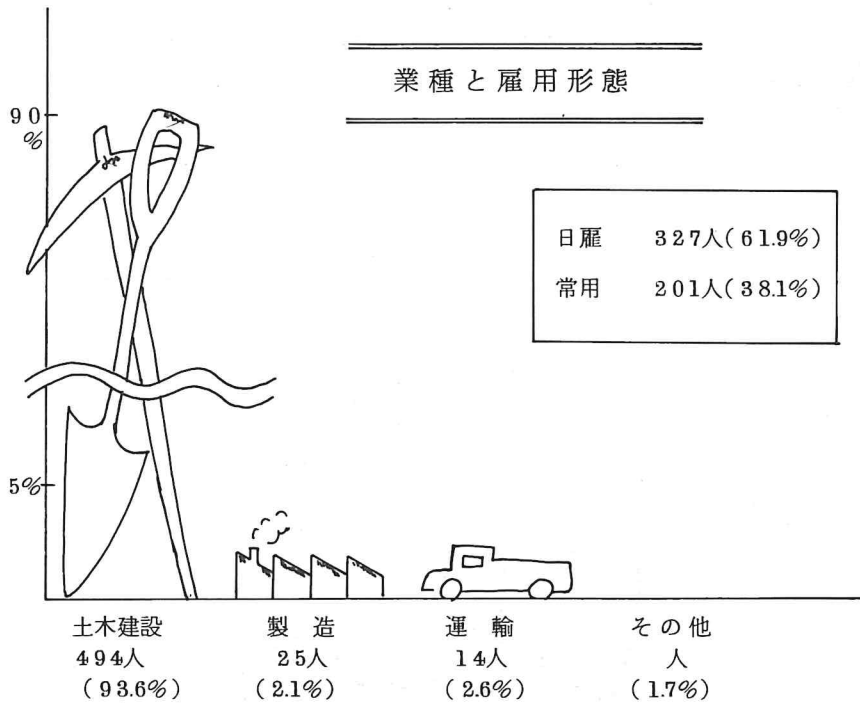




図-4

負傷現場分布

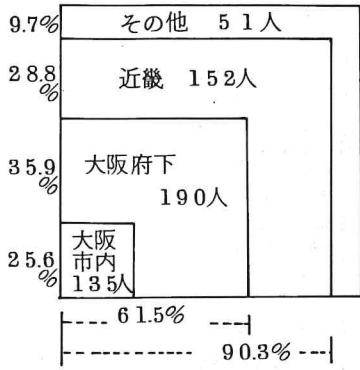


図-5

管轄労働基準監督署所在分布

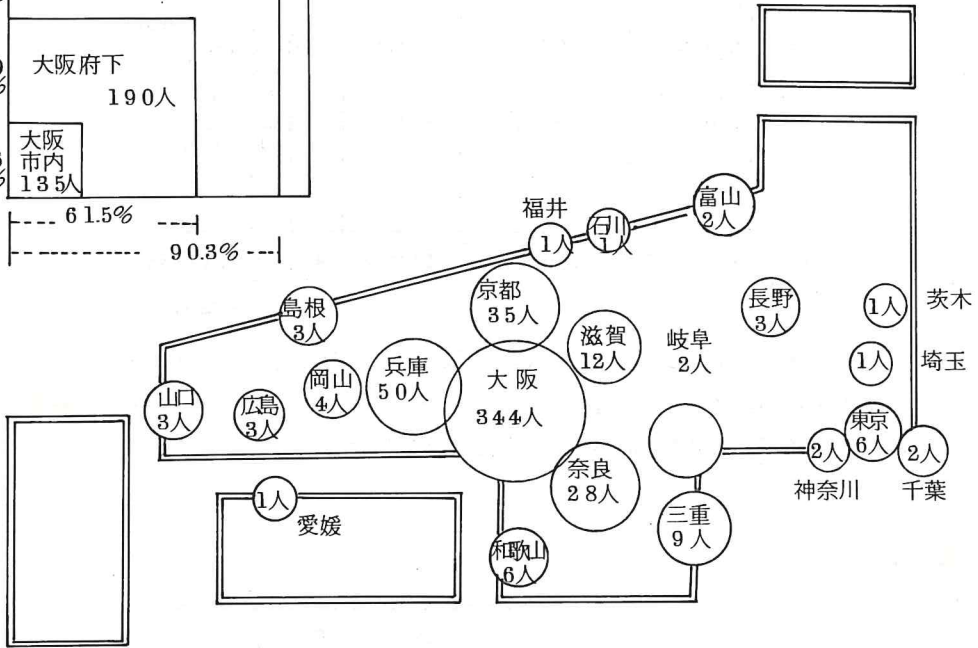


図-6

負傷時刻

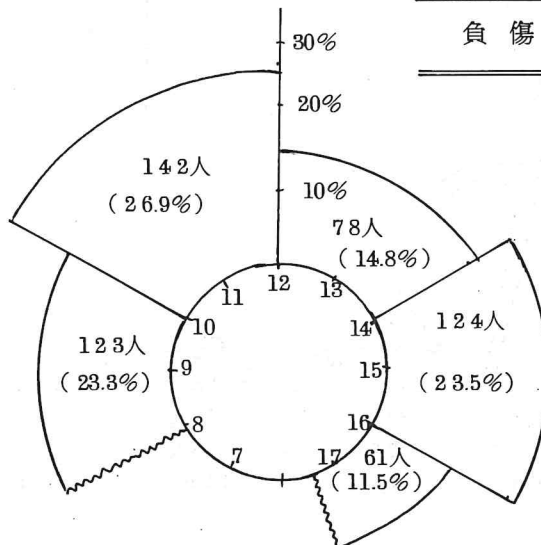


図-7

負傷部位と傷病名

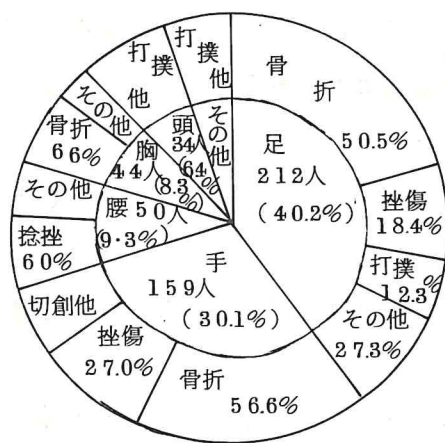
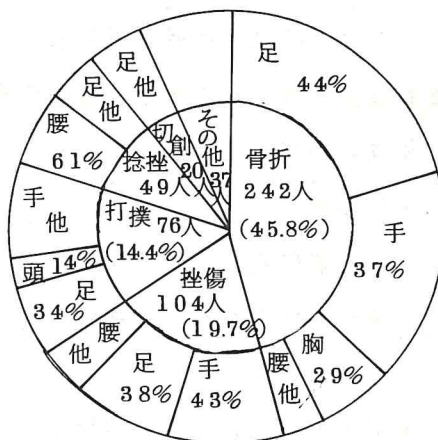


図-8

傷病名と負傷部位



大阪府内労働基準監督署

労基署	人数
大阪中央	19人
阿倍野	44
天王寺	27
天満	28
大阪西	40
西野田	9
淀川	34
東大阪	28
岸和田	4
堺	28
羽曳野	18
守口	23
泉大津	10
茨木	32

(344人)

表-7 職種別賃金(平均)

職種	賃金(平均)
土工雑役	7,149円
弋	10,100
弋手元	6,800
大工	11,882
大工手元	8,657
運転手	8,791
解体	8,588
鉄筋	8,917
塗装	10,283
溶接工	10,000
左官	10,000
会社雑役	7,233
屋根職人	10,000
レンガ手元	6,200
鍛冶屋	6,800
斫り工	7,000
ブロック積	6,750
室内装飾	8,000
配管工	9,875
ブロック工	6,833
石工	8,000

(528人調べ)